

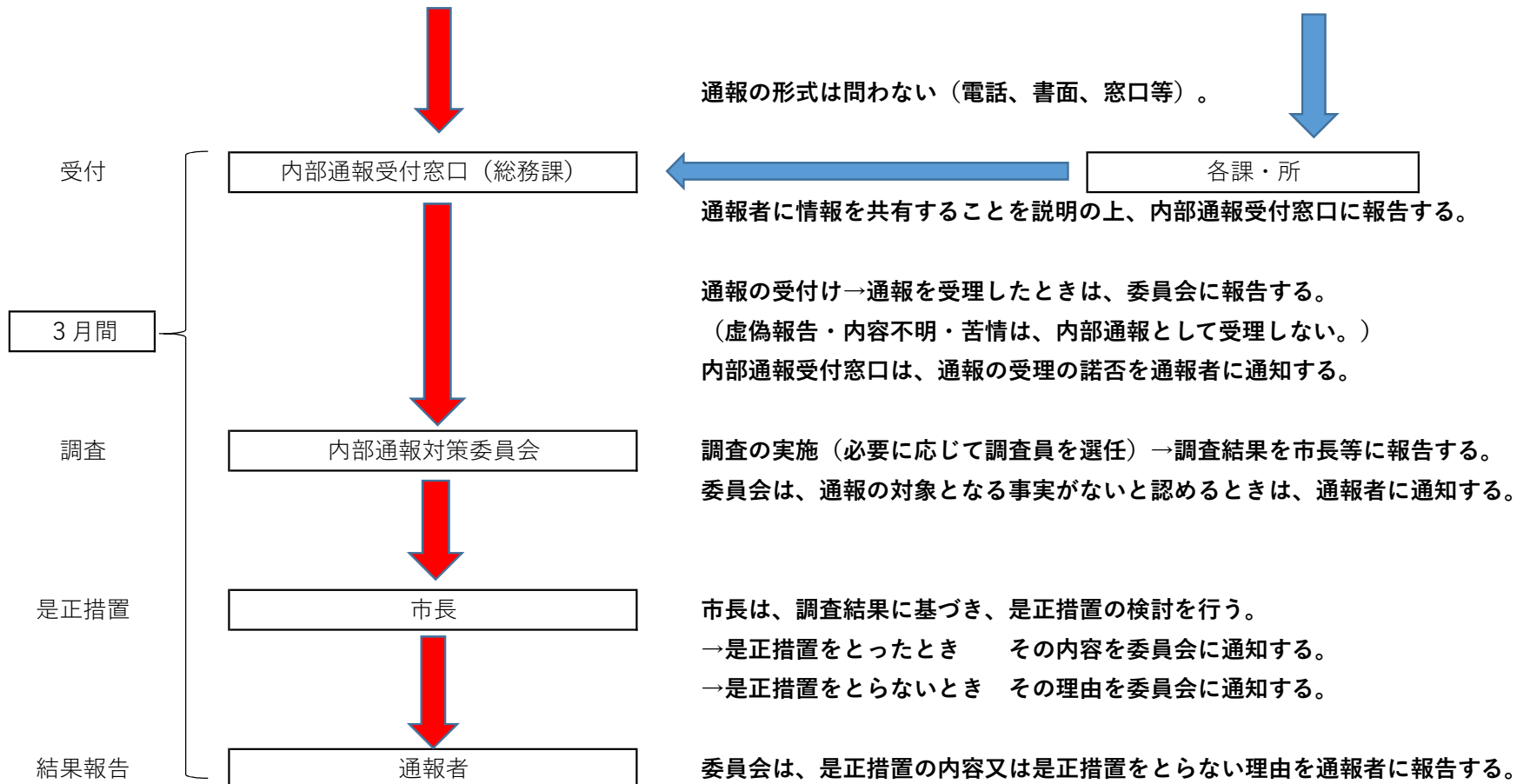
## 内部通報の 事務処理図

本市では、公益通報者保護法が定める不利益な取扱いからの保護の要件を満たす通報に限らず、以下の通報についても対応を行う。

- ・ 条例に基づく事務に係る通報
- ・ 市民からの通報                      etc

不利益な取扱いからの保護の要件

- (1) 労働者、役員、1年以内に退職した者からの通報であること。
- (2) 市に役務を提供している者からの通報であること。
- (3) 不正の目的による通報でないこと。
- (4) 罰則で担保されている法令に違反する行為であること。
- (5) 切迫性があること。
- (6) 所定の通報先への通報であること。
- (7) 通報であること（具体的な事実）。



## 外部通報の事務処理図

<p>本市では、公益通報者保護法が定める不利益な取扱いからの保護の要件を満たす通報に限らず、以下の通報についても対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づく事務に係る通報</li> <li>・ 労働者以外からの通報 etc</li> </ul>	<p>不利益な取扱いからの保護の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働者、役員、1年以内に退職した者からの通報であること。</li> <li>(2) 当該事業者に関与している者からの通報であること。</li> <li>(3) 不正の目的による通報でないこと。</li> <li>(4) 罰則で担保されている法令に違反する行為であること。</li> <li>(5) 切迫性があること。</li> <li>(6) 所定の通報先への通報であること。</li> <li>(7) 通報であること（具体的な事実）。</li> </ol>
--	---

